

当社のサービスにおける GDPR に対する取り組みについて

GDPR について

GDPR※1 とは、EEA※2 域内で取得した個人データの処理と移転に関する法律です。EU (European Union) の法令ですが、EEA 域内にいる個人※3 に関する個人データを保護するため、日本企業においても適用される場合があります。

※1 GDPR : General Data Protection Regulation (一般データ保護規則)

※2 EEA : European Economic Area (欧州経済領域) EU 全 28 カ国にノルウェー、リヒテンシュタイン、アイスランドを含めた 31 カ国をいいます。

※3 EEA 域内にいる個人 : 国籍や居住の有無を問わず、現に所在する個人が対象になります。なお、GDPR で定義される「個人データ」とは、日本の個人情報よりも広い概念になっています。くわしくは以下の個人情報保護委員会のウェブサイトをご覧ください。

GDPR が適用されるケース

下記にあてはまる企業は、GDPR が適用される可能性があります。

EEA 域内で取得した個人データを処理する場合

日本に個人データを移転する場合

GDPR 適用開始日 : 2018 年 5 月 25 日

参考 : 個人情報保護委員会 GDPR に関するウェブページ (外部サイトに移動します)

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/GDPR/> (別ウィンドウで開きます)

当社のサービスにおける GDPR 対応について

当社のクラウドサービス及びビッグデータサービス※を用いて個人データの処理を行うお客さまは「管理者」になります。当社のクラウドサービス及びビッグデータサービスの提供において、当社は主に「処理者」になります。

主な立場	説明	主な役割
管理者 (法人のお客さま)	単独又は共同で個人データ処理の目的と手段を決定する法人のお客さまをいいます。	決定した個人データの処理全般において、個人データの主体及び EU データ保護当局に対する直接的な責任を負います。
処理者 (当社)	管理者である法人のお客さまからの委任を受けて、個人データの処理を行います。	管理者であるお客さまから指示を受けた範囲で処理を行う責任を負います。

※当社が提供主体となるサービス

GDPR 遵守に向けて

お客さま向けに GDPR 遵守のため以下の条項及び契約が必要となります。

SCC (Standard Contractual Clauses : 標準契約条項)

EEA に所在する個人データを、EEA の域外（日本を含みます）に移転する場合において、締結が必要な契約書式です。必要がございましたら、お客様にてご準備願います。

※GDPR の規定により、英語版のみでの締結となります

処理契約

ご契約の当社で取り扱う、EEA 域内の個人データの処理について定める契約条項です。

「クラウドサービスに関する契約約款」及び「トレジャーデータ サービス規約」にてご提示いたします。

※当社がサービスの提供主体にならない場合は、サービス提供元が「処理者」となりますので、上記どちらの契約も、必要がございましたら、サービス提供元と締結いただくことになります。

GDPR 対応の当社サービス

IDCF クラウド
インフィニット LB
RDB
オブジェクトストレージ
コンテンツキャッシュ
DNS
GSLB
プライベートクラウド
ベアメタルサーバー
DDoS 対策
不正侵入検知/防御
ロードバランサー
ハードウェア専用 SSD
マネージドクラウド
トレジャーデータサービス by IDCf

GDPR 対応をしているクラウドサービスに関する契約約款及びビッグデータサービスに関する利用規約において、処理契約の規定を追加する改定を行いました。

<https://www.idcf.jp/jp/stipulation.html>

適用開始日：2018 年 5 月 25 日

復処理者について

当社は、以下の企業が復処理者として当社の処理者としての業務の一部を担うことを認めています。
(復処理者追記予定)